

御坊市男女共同参画推進懇話会設置要綱

御坊市男女共同参画推進懇話会設置要綱（平成26年4月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 男女共同参画社会の形成を促進するに当たり、広く市民の意見を聴くため、御坊市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 御坊市男女共同参画プランの推進及び検証に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の実現に必要な施策に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、11人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又は関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（謝金）

第7条 委員が会議に出席した場合には、謝金として日額7,100円を支給する。

(庶務)

第8条 猥話会の庶務は、市民福祉部社会福祉課人権・男女共同参画推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、猥話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。